令和元年度第１回知多半島圏域保健医療福祉推進会議　会議録

日時：令和元年８月２２日（木）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午後２時から午後２時３０分まで

場所：半田保健所　４階　大会議室

〇　半田保健所　遠藤次長

　　お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度第１回知多半島圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。

私は、司会を務めさせていただきます半田保健所次長兼総務企画課長の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日のこの会議の所要時間につきましては、概ね30分を目途にさせていただきたいと思っております。

それでは、開催に当たりまして、事務局を代表して半田保健所長の増井から御挨拶申し上げます。

〇　半田保健所　増井所長

みなさん、こんにちは。半田保健所長の増井でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、大変暑い中、この会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

日頃より、知多半島圏域における保健医療福祉の推進につきまして、それぞれの立場で御理解、御協力をいただいていますことを、この場を借りてお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

この会議は、関係機関相互の連絡調整を行うことによりまして、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として開催しています。

毎年2回開催し、今年度も２回の開催を予定し、今回が１回目となります。

本日の会議ですが、報告事項のみが２題あります。

「外来医療計画について」と「医師確保計画について」であります。

短い時間ではございますが、皆様方の御意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇　半田保健所　遠藤次長

ありがとうございました。

本日の御出席の皆様方の御紹介は、時間の関係もございますので、お手元に配付しております出席者名簿と配席図に代えさせていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お持ちでないようでしたら、配付いたしますので、お申し出いただきたいと思います。

まず、事前にお送りさせていただき、本日お持ちいただいております資料として、

・愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領

・資料１　外来医療計画について

・参考資料１　外来診療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン

・資料２　医師確保計画について

・資料３　がん診療連携拠点病院等の指定について

　　本日、お手元には、

・出席者名簿

・配席図

・半田保健所事業概要

・知多保健所事業概要

・知多福祉相談センターのあらまし

を、配付しております。

　　本日の会議は、お配りしております、開催要領の第５条第１項により、原則公開となっております。

　　また、本日の会議の傍聴者は、いらっしゃいませんでした。

　　会議録につきましても、発言者の職名及び氏名を掲載して公開することとさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

なお、御発言内容の公開に当たりましては、事前に内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、会の成立について報告いたします。

本会議の欠席者は、１名です。

代理出席者が13名いらっしゃいますが、代理出席の方には委任状を御提出いただいております。

したがいまして、構成員30名中、代理出席13名を含め、29名出席されていらっしゃいますので、会議開催要領第４条第３項の規定により、本会議は有効に成立しております。

また、会議開催要領第４条第４項の規定により、「会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとなる。」となっております。

それでは、議事に入ります前に、議長の選出につきましてお諮りしたいと思います。

　　議長の選出につきましては、開催要領第４条第２項の規定によりますと、「会議の開催の都度，互選による」とされていますが、いかがいたしましょうか。

（意見等なし）

〇　半田保健所　遠藤次長

推薦、御意見がないようでしたら、事務局といたしましては、日頃から保健・医療・福祉等の各分野で御尽力いただいております半田市医師会竹内会長様に議長の労をお取りはかりいただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（了承の拍手）

〇　半田保健所　遠藤次長

　　ありがとうございます。それでは、竹内半田市医師会長様に議長をお願いいたします。

〇　議長　半田市医師会　竹内会長

　　皆様、こんにちは。半田市医師会の会長を務めております竹内一浩と申します。今日は、この後にもう一つ会議が控えており、時間も限られていますので、皆様

方の御配慮をいただきながらテキパキと進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇　半田保健所　遠藤次長

　　ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。以後の会議の取り回しは、議長、よろしくお願いいたします。

〇　議長　半田市医師会　竹内会長

　早速、議事に入りたいと思います。この会議については、冒頭で事務局からの説明がありましたとおり、公開として進めますのでよろしくお願いします。

それでは、報告事項（１）「外来医療計画について」、事務局から説明をお願いします。

〇　県医療計画課　岩下課長補佐

　　それでは、報告事項（１)「外来医療計画について」、御説明させていただきます。

資料１を御覧ください。

まず、「（１）経緯」です。昨年、平成30年7月25日に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が公布されたことより、記載されています４項目の法改正がなされております。本日説明させていただくのは、太字になっている、地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応でございます。

外来診療に関する計画は、医療計画に定める事項に追加されることになりましたので、資料左下の図にありますように、右よりにある「医療計画」と記載した枠の中に●で記載しておりますような形で位置付けてまいります。

次に具体的な中身についてですが「（２）外来医療計画に記載する事項」です。国が平成31年3月に「医師確保計画策定ガイドライン」と「外来診療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」を示してきております。大きく分けると２つあり、一つは、「外来医療の提供体制の確保について」です。ここでは①から③まで書かれています。①が、2次医療圏ごとに外来医師多数区域の設定をするものです。国から外来医師の偏在指標が示されてくることになっているので、その指標に基づいて多数区域を設定し可視化するものです。②は、新規開業に①について情報提供いたします。③は、外来医療に関する協議の場を設置するものです。

もう一つは、「医療機器の効率的な活用に係る計画について」です。こちらは、①から④までです。①と②については、医療機器の配置状況に関する情報を示す、可視化していきことになります。ここでいう医療機器としては、参考資料１のガイドラインで６つ示されています。具体的には、ＣＴ、ＭＲＩ、ＰＥＴ、リニアック、ガンマナイフ、マンモグラフィの６機種で、これらの機器の配置状況、保有状況等に関する情報をマッピングして示していくことになります。

1. は、区域ごとに共同利用の方針を定めるということで、具体的には、このよう

な機種をお持ちの機関、新たに購入する時、共同利用計画を立ててくださいという方針を定めます。④は、共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセスを計画に書き込みます。

計画期間は、（３）にあるとおり2020年度から2023年度までの4年間です。現

行の地域保健医療計画の残りの期間という形で、その後は3年ごとに随時見直しを

していきます。

次に、「２　計画策定後の運用」についてです。今回の法改正において、計画の策定とともに、外来医療に関する協議の場を設けることも明記されています。2次医療圏ごとに診療に関する学識経験者の団体、その他の医療関係者などとの協議の場を設け、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について、協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとされています。

協議すべき事項は、（１）に記載してあります。まず、地域で不足している外来医療機能の検討をいたします。具体的には、「初期救急医療を担う医師、在宅医療を担う医師など」の機能が地域で不足している場合は、協議の場で検討して明らかにするというようなイメージをしています。②と③は、外来医師多数区域に該当した医療圏のみの対応となりますが、新規開設の方が開設届を出す際に、①で検討した「地域で不足している外来医療機能」を担ってもらうよう求めることを行います。

③は、地域で不足している外来医療機能を担うことを求めますが、新規開業の方が拒否した場合に、協議の場へ出席してもらいご確認をいただき、その結果を公表するという流れになります。

④は、医療機器の話です。医療機器を新たに購入する場合、共同利用計画を提

出してもらい、その共同利用計画を協議の場で確認することになります。この医療機器に関することは、全ての医療機関である病院と診療所が対象となります。

資料を１枚おめくりいただき、「（２）協議の場」についてです。国から示されたガイドラインによると、協議の場については、「地域医療構想調整会議」、県で言うと「地域医療構想推進委員会」の場を活用することが可能となっています。本県では、現在の案ですが、①計画策定時つまり今年度は、圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会で検討したいと考えています。

外来医療計画は医療計画の一部となるため、従前どおり圏域会議に諮ることになりますし、協議の場として、地域医療構想推進委員会を活用したいと考えておりますので、地域医療構想推進委員会にも諮っていきたいと考えております。

　　②は計画策定後です。原則として、地域医療構想推進委員会を活用させていただければと考えています。

「３　今後の予定」ですが、国から外来医師偏在指標の確定値が示されましたら、我々の方でたたき台を作成していきます。現在は、７月から８月の各圏域での圏域会議及び地域医療構想推進委員会で、現在の計画の基本的な考え方を報告させていただいています。

11月に開催予定の県の医療審議会医療体制部会において、試案を決定することを考えており、試案の基となるたたき台を、１０月頃に圏域会議、地域医療構想推進委員会の各委員の皆様に書面になりますが、意見聴取をさせていただきたいと考えております。

12月の医療審議会において、原案を決定し、市町村や関係団体への意見照会等を行っていきます。この時点で、各委員の皆様に再度、意見聴取をさせていただき原案を修正し、最終案を作成していきます。最終的には来年２月の圏域会議、地域医療構想推進委員会で最終案の報告をさせていただきたいと思います。もしタイミングが合わない場合は、こちらも書面での報告になるかもしれません。

資料右側「（参考）」を、ご覧ください。暫定値ではありますが、外来医療における医師偏在指標を表として載せてあります。基本は人口１０万人当たり医師数にその地域の人口構成とか医師の性別、年齢構成等で調整をして指標化したものです。

全国平均は、１０６．３、一番左の数字は順位を示しており、一番上は東京都の１７８．５で、そこから少し下に知多半島構想区域で、全国２４８位で８１．６となっています。愛知県内では、順位の横にアスタリスクのある、２つの区域が外来医師多数区域になることが想定されています。こちらの構想区域は、多数区域にならない見込みですので、先程説明にありました新規の開業者に特別な機能を求めていくことは、ガイドライン上は、しなくて良いことになっております。

この計画は１年間で策定することになります。大変日程がタイトになり、委員の皆様への案の提示等も書面での照会になってしまい、ご迷惑をおかけするかもしれませんが、よろしくお願いします。　説明は、以上です。

〇　議長　半田市医師会　竹内会長

　　ありがとうございました。この件につきまして、何か御意見、御質問はございますか。

〇　半田市立半田病院　石田院長

　　医療機器の整備のことですが、６つの機器を新たに購入した場合に計画を作成するとのことでしたが、機器の更新の場合も新たに計画を作成する必要があるのでしょうか。

〇　県医療計画課　岩下課長補佐

　　医療機器の更新の場合も共同利用計画の作成の必要があります。

〇　議長　半田市医師会　竹内会長

　　他に何かございますか。

〇　公立西知多総合病院　浅野院長

　　外来医療における医師偏在指数の表がありますが、ここで言う医師は、一般診療所従事医師数と書いてあり、病院勤務医は入っていないのですか。

〇　県医療計画課　岩下課長補佐

　　国から示された表であり、病院で外来診療に関わっている先生方は入っていない状態で計算されています。

〇　公立西知多総合病院　浅野院長

　　昼間人口を考慮という指数の方ですが、人口はどのように割り出したものなのでしょうか。指数というのは、何かの割り算で出されていると思いますが、分子と分母は、どのような数を、当てはめていますか。

〇　県医療計画課　岩下課長補佐

　　細かな計算式を今持っておりませんが、全国的に一律で計算し、かなり複雑な計算式の基で算出されています。

〇　公立西知多総合病院　浅野院長

　　医師の偏在ですから（人口）１０万人当たりの医師数かなあと思いましたが、一番右の欄が「人口10万対医師数」となっており、指数とは数字が少し違っているので、何か複雑な計算をされているのか、分かれば教えていただきたいと思ったところです。

〇　半田保健所　増井所長

　　（参考）資料１の(外来医療に係る医療提供体制に関する)ガイドラインの１１ページから１３ページまでに細かく書いてあります。中身は理解できないですが、要するに、年齢区分ごとに人口を掛けたり、受療率を掛けたり、いろいろとかなり細かい計算をしているようです。

〇　知多郡医師会　安井会長

　　医師の偏在化ですが、実際に(診療)科別を考えると、かなりいびつになっていると思います。例えば、小児科が足りないだとか、ここ(の地域)には整形がたくさんあるだとか、市町ごとに、かなり偏在化があるわけです。それに関して、今回は大雑把に医師の数だけでパーセンテージを出していて、足りないよとなっているような気がするのですが、このへんは、どのように考えておられますか。

〇　県医療計画課　岩下課長補佐

　　県の方でも診療科別について、もう少しデータがないかと国とも話しをしているところです。現状では、診療科ごとに指数化を出していくことは、まだできないとの回答をいただいています。まずは、診療科ごとという計算ではなく、やっていただきたいと言われています。

〇　議長　半田市医師会　竹内会長

　　ありがとうございます。他に何かございますか。

　（質問等なし）

〇　議長　半田市医師会　竹内会長

　　続きまして、報告事項（２）「医師確保計画について」、事務局から説明をお願いします。

〇　半田保健所　小林主査

　　それでは、「医師確保計画について」説明させていただきます。

資料２を御覧ください。

はじめに、「１　経緯、事業概要等」の（１）経緯です。昨年７月に、医師の確保対策をより推進していくため、医療法・医師法の一部改正が行われました。

改正の概要につきましては、資料の「ア」から「エ」にあるとおりですが、このうちの「イ」に関しまして、医療計画に新たに医師確保計画に関する事項の記載が設けられたため、今年度中に医師確保計画を策定します。

次に、「（２）概要」です。まず、「ア　主な記載内容」ですが、医師確保計画の策定に当たっては、今回、新たに国が定める医師偏在指標を踏まえまして、医師が少ないと認められる地域を「医師少数区域」として２次医療圏単位で設定し、医師の確保の方針、確保すべき医師の数の目標、目標医師数を達成するための施策を定めることとされています。

なお、産科及び小児科につきましては、政策的に診療科単位の医師確保対策が必要であるということで、それぞれに医師確保計画を策定することとなっています。

次に、「イ　計画期間」ですが、今年度策定する計画は、２０２０年度から２０２３年度までの４年間となり、次の計画からは３年間となります。資料には、２０２９年度までの計画策定・見直しのイメージをお示ししていますが、＊印にありますとおり、医師確保計画は、２０３６年に医師偏在の是正を達成することが長期的な目標とされています。

次に、「（３）医師偏在指標」です。これまで、地域ごとの医師数を比較する際には、人口１０万人対医師数が用いられてきましたが、人口１０万人対医師数をベースに、地域ごとの人口構成や性・年齢階級別の受療率、また、医師の性別や年齢構成等の要素で調整をかけて、医師偏在指標として国が算定しています。

　　この、医師偏在指標は、３次医療圏(都道府県)と２次医療圏ごとにそれぞれ算定され、指標の高い順に並び替えを行い、下位３３．３％が、３次医療圏では、「医師少数都道府県」、２次医療圏では「医師少数区域」となります。逆に、上位　　　　３３．３％は「医師多数都道府県」、「医師多数区域」となります。

　　医師偏在指標の暫定値における本県の状況を資料の３ページにお示ししてあります。３次医療圏単位では、４７都道府県中２８位となっており、医師多数でも少数でもない都道府県となっています。２次医療圏では、尾張東部と名古屋・尾張中部の２医療圏が「医師多数区域」、東三河北部と西三河南部東の２医療圏が「医師少数区域」となっています。また、産科及び小児科の本県における医師偏在指標の状況につきましては、資料の４ページにお示ししていますが、時間の都合により説明は省略します。

最後に、資料の２ページに戻っていただき「２　今後の予定」です。医師確保計画につきましては、都道府県の医師確保施策について協議を行うこととされています。「地域医療対策協議会」において協議を行います。また、医療計画の一部として策定するため、医療審議会（医療体制部会）においても審議を行います。

資料には、策定スケジュールの予定をお示ししております。予定では、７月中に国から医師偏在指標の確定値が示されることとなっていましたが、現時点では、国から確定値が示されていない状況です。本県におきましては、地域医療対策協議会を、８月、11月及び２月の計３回、開催する予定としておりまして、１２月開催予定の医療審議会で計画の原案を決定後、年明けの１月にはパブリックコメントの実施と合わせて、市町村や医師会等の関係団体へ意見照会を行う予定としております。その際には、圏域会議の皆様にも意見照会をさせていただく予定としております。

説明は、以上です。

〇　議長　半田市医師会　竹内会長

　　ただ今の御説明につきまして御質問等がございましたらお願いします。

　（質問等なし）

〇　議長　半田市医師会　竹内会長

　　ないようですので、報告事項はこれで終了いたします。

　　「その他」について、事務局から何かありますか。

〇　半田保健所　遠藤次長

　　ありません。

〇　議長　半田市医師会　竹内会長

　　ありがとうございました。これを持ちまして、議長の任を解かせていただきます。議事進行に御協力いただきありがとうございました。

　　それでは、マイクを事務局へお返しいたします。

〇　半田保健所　遠藤次長

　　竹内議長様、どうもありがとうございました。

皆様方には貴重な御発言をいただき、また、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、令和元年度第１回知多半島圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。

交通死亡事故が多発しております。交通安全に留意いただき、お帰りくださいますようお願いします。

この後、引き続き「令和元年度第１回知多半島構想区域地域医療構想推進委員会」に御出席していただく委員のみなさまには、１０分程度の休憩をとっていただき、午後２時40分に開会させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上